

【東京柔道整復専門学校 教務規程】

(進級判定)

第 20 条 進級判定は教員会議において審議され、該当学年配当必修科目で未履修がある者、または GPA2.0 未満の者は進級が認められない。また、学年配当必修科目が全て履修であっても、出席状況・補習受講状況・再試験受験状況などの総合評価により、教員会議において、留年と判定される場合がある。

- 2 審議の結果、進級が認められた者であっても、進級学年での補習受講を義務づけることがある。
- 3 該当学年配当必修科目で未履修がある者で、相当の理由があると認めた場合は、校長判断により、仮進級とすることがある。仮進級となった者は、翌年度に未履修科目を再履修しなければならない。
- 4 第12条(定期試験)に定める定期試験における各教科目の1期～3期の各期点数をもって教科目ごとの教科目学期点数とし、各学期点数により教科目担当教員が年間教科目点数を決定する。全教科目の年間教科目点数の合計の平均を学年評価点数とする。なお、各期のみ等に設置の教科目の評価は、その教科目の定期試験成績を参考にして、当該教科目担当教員が年間教科目点数を決定する。

(卒業見込認定)

第21条 卒業見込認定は、卒業見込認定試験の成績により、教員会議において行う。卒業見込認定試験の結果、全教科目の平均点数が60点未満の者は、卒業見込認定が受けられない。また、全教科目の平均点数が60点以上であっても、教員会議における審議の結果、留年又は卒業見込認定延期と判断された者は卒業見込認定が受けられない。

- 2 卒業見込認定延期と判定された者は、1月並びに2月に実施する模擬試験の結果、授業および補習等へ参加状況、総合成績評価により校長が卒業見込認定を行う。
- 3 卒業見込認定延期と判定された者は、特別補講、補習講座の受講を義務づけることがある。

(卒業認定)

第 22 条 卒業認定は、卒業見込認定者を対象として、教員会議で行われる。